

令和7・8年度の建設工事競争入札（指名競争入札）参加資格申請書については、次の要領に従って提出してください。

令和7・8年度 一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書提出要領 (建設工事、追加)

1. 入札に参加できる者の要件

この資格審査申請書を提出することができる者は、建設業法第3条の規定による建設業の許可を受けており、かつ当該入札に係る契約を締結する能力を有する者または破産者でない者であること。なお、資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしたものは、競争入札に参加することができなくなるので必ず事実に基づいて記入すること。

2. 提出期間 令和8年1月15日から令和8年2月14日まで

3. 提出場所 美馬環境整備組合 Tel0883-52-2496

4. 提出方法 持参もしくは郵送（当日消印有効）

5. 有効期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6. 基準日 書類作成上の基準日は、提出を予定している月の初日をもって作成すること。

7. 提出書類及び提出部数

提出書類及び提出部数は次表のとおりとし、下表の番号順に綴じること。

（下表右側に「○」の印があるものは提出が必須のものであり、「△」の印があるものは該当者のみ提出を要するものである。）

8. 書類様式

提出書類の様式は、美馬環境整備組合、徳島県様式、（中央公契連）統一様式とする。

9. 提出上の注意事項

①下記提出一覧にそって、書類を順番にファイル（A4版）に綴じること。

②申請書は、A4ファイル（色は任意）に綴じて提出すること。ファイルの表面及び背面には、「建設工事一般競争入札（指名競争入札）参加資格申請書と記載するとともに、商号または名称も必ず記載しておくこと。できるだけ、金属部品を使用していないファイルを使用すること。

③受領書が必要な場合は返信用封筒・はがき等を添付のこと。

建設工事提出書類一覧

	提出書類	法人	個人
1	一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書【建設工事】 （美馬環境整備組合もしくは統一様式） ※申請書印については、使用印鑑届実印を押印のこと。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2	営業所一覧表 （美馬環境整備組合もしくは徳島県様式第2号または中央公契連統一様式） ：申請日現在で作成。支店等営業所が他にない場合も本店のみ記入し作成。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3	工事経歴書 建設工事の種類ごとに、提出日直前2年間の主な完成工事及び未完成工事について記載すること。 ※経営事項審査申請書に添付した工事経歴書(直前2年分)の写しで代用可	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4	経営事項審査結果通知書の写し〈入札参加資格審査を受ける年の直前のもの〉	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5	建設業許可申請書（様式第1号）、役員等の一覧表（別紙1）、営業所一覧表（別紙2）、建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）の写し（許可日以降に記載事項に変更がある場合は、該当の変更届出書（様式第22号の2）も必要。）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

	提 出 書 類	法人	個人
6	登記簿謄本（法人業者）または身分証明書（個人業者）の写し	○	○
7	<p>国税の納税証明書（写しでも可） 法人：その3の3 個人：その3の2 • 申請書提出日の直前3か月以内に発行されたものであること。 （管轄の税務署発行）</p> <p>都道府県税の完納証明書（写しでも可） 法人：法人事業税・法人都道府県民税 個人：個人事業税 • 支店や営業所等に委任される方は、本店及び当該支店又は営業所等の双方に係る証明書を提出すること。 • 未納の税額のこと等が明記された証明書（完納証明書等）の発行を受け付けていない（事業年度毎での証明書しか発行されない等）場合は、直前3年分のそれぞれの証明書を提出してください。 • 申請書提出日の直前3か月以内に発行されたものであること。 （都道府県発行）</p>	○	○
	<p>美馬市またはつるぎ町税の完納証明書（写しでも可） 法人：法人の完納証明書 個人：代表者の完納証明書 • 美馬市またはつるぎ町内に営業所がある場合のみ提出すること。 • 申請書提出日の直前3か月以内に発行されたものであること。</p>	○	○
8	社会保険料納入確認(又は証明)書（写し可） （総合評定値通知書の「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」のいずれかが「無」となっている場合）	△	△
9	誓約書（美馬環境整備組合もしくは徳島県様式） 「届出者」欄は、営業の本拠となる本社、支店に関する事項を記入し、印について実印を押印のこと。	○	○
10	委任状（年間委任する場合） 年間受任者は、建設業法上の営業所に置く職員でなければならない。 また希望業種は、年間委任する当該営業所に許可されている業種に限る。 委任期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	△	△

10. 問い合わせ先

〒779-3620

徳島県美馬市脇町新町字鴨地 222 番地

美馬環境整備組合

電話 0883-52-2496